

## 揮発性有機化合物（VOC）排出施設・排出基準値一覧

揮発性有機化合物排出施設の種類		規模	排出基準値（ppmC）
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力が 3,000 m <sup>3</sup> /h 以上	600
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	自動車の製造の用に供するもの その他のもの	700
	平成 18 年 4 月 1 日以降設置するものは、400		
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの その他のもの	1,000
	600		
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000 m <sup>3</sup> /h 以上	1,400
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が 15,000 m <sup>3</sup> /h 以上	1,400
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 7,000 m <sup>3</sup> /h 以上	400
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 27,000 m <sup>3</sup> /h 以上	700
8	工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が 5 m <sup>2</sup> 以上	400
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧 20 キロパスカルを超える揮発性有機物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000kℓ以上	60,000

注 1) 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力の規模を指標とする。

注 2) 「乾燥施設」は VOC を蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は VOC を洗浄剤として用いるものに限る。

注 3) 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。